

千葉県市川児童相談所一時保護所 第三者評価結果報告書

種別	一時保護所
----	-------

①第三者評価機関名

一般社団法人Ricolab.

②施設名等

名称：	千葉県市川児童相談所一時保護所
施設長氏名：	中村 和博

③評価日程

利用者調査：	10月上旬～11月上旬
自己評価：	10月上旬～11月上旬
訪問調査：	2026年1月19日

④総評

【良い点】

○「今年度から新たにこども会議を定例開催し、生活ルールや自由時間の過ごし方等について意見や要望を伝える機会を用意する等、意見を表明する機会の充実を図っている」

こどもが自らの意見を表明する機会として、毎日の日記や毎月の生活アンケート、職員による聞き取り、意見箱の設置、子どもアドボカシー制度に加え、今年度から定例のこども会議を開始するに至っている。実施方法について、小学生の男女別、中学生の男女別と、年齢や嗜好等の近い小グループで構成し、それぞれ複数の職員がこども会議をファシリテートすることで効果的な話し合いとなるように取り組んでいる。こども会議で決定した事柄を実施するだけでなく、次回のこども会議で振り返りを行う等により、意思決定することの重要性を学ぶ機会にもつながっている。

【良い点】

○「職員間の情報共有が図られており、他課職員も協力し子どもが多く体験ができるよう支援している」

職員間での情報共有は、1日2回の引継ぎを含め、適切に行っている。紙ベースの他に、チャットツールを使用し、職員が同時に引継ぎ情報を共有できるようにしている。一時保護所の行事には、他課職員も参加して、公園、映画館や水族館や外食等、こどもが多く体験ができるよう支援している。また、こどもの学校行事への参加についても多くの職員が協力して対応している。

【更なる改善点】

●「生活単位の小規模化やユニット化等、家庭に近い環境整備に向けた方向性を明確に定めて取り組んでいくことが期待される」
一時保護のニーズが依然として高いことから、年間を通して定員の2倍程度のこどもを受け入れての運営を余儀なくされている。一方で、2026年7月から船橋市児童相談所が開設され、定員30名の一時保護所がスタートすることに伴い、約半数のこどもが移行することが想定されている。今後は、一時保護所の生活単位の小規模化やユニット化に向けて、整備する方向性を明確にして中・長期計画を立案し取り組むことで、一層、個別性の高い生活支援につなげていくことが期待される。

【更なる改善点】

●「こどもたちが安心、安全に生活ができる設備の設置と人員体制の確保を早急に実現できるよう期待したい」
一時保護所の重要な機能として、緊急保護を受け入れる設備と人員体制が整っていることが望まれる。現状は、一時保護所の居室だけでは対応が難しく、面接室を居室として使用し安全に保護をしている。また、重大事案に関わるこどもや特別な配慮を必要とするこどもを保護するための部屋等も不足している。定員超過の常態化による職員の不足も課題である。こどもたちが安心、安全に生活ができる設備の設置と人員体制の確保を早急に実現できるよう期待したい。

実施状況

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑤第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（一時保護所）

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		第三者 評価結果
[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		a
1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
2	理念・基本方針が職員に周知している	○
3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
6	理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある	○
【コメント】		
千葉県児童相談所として令和7年9月に「一時保護所職員の手引き～ありがとう なかよく みんな笑顔で～」という共通の冊子を完成させている。理念と基本方針、こどもの権利擁護、安定した生活の支援等の項目ごとに、一時保護所の職員として念頭に置き、行動すべき事柄が明確になっている。また、職業的倫理等の観点から、毎月、職員が自己点検する取り組みも定着している。		
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		a
1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2	こどもをあたたかく迎え入れている	○
3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
6	こどもが見られたり、知られたいと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
7	こどもが職員に監視されていると感じないようななかかわりをしている	△
【コメント】		
慢性的な定員超過の状況のなかでも、こども一人ひとりの状況を各職員が把握しつつ、安心した生活が継続できるように、毎日の打ち合わせの際などに検討を重ねながら支援にあたっている。なお、日課を進める際に、例えば、移動するタイミングで集団行動を求めざるを得ない場面が生じることが課題となっているが、日課の意図するところをこどもに説明する等、こどもが監視されていると感じられないような形で職員が関わるように取り組んでいる。		

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか		第三者 評価結果
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか		a
1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
2	子どもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	○
【コメント】		
不適切な養育環境など、子どものこれまでの状況に配慮した養育・支援が展開できるように、トラウマインフォームドケアに関する研修を職員が受講しており、動画視聴等も交えて理解が深まるように取り組んでいる。また、学習支援等、子どもに直接関わる領域について委託する業者に対しても、事前に研修等で学ぶことを義務づけることで、子どもの心理状況や傷つき等を理解した関わりとなるように取り組んでいる。		
[No.4] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.4] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		a
1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
2	子ども自身が自分の想いを表現する機会を多く作り、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
3	子どもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4	子どもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
【コメント】		
子どもと挨拶を交わす等、日頃から職員が子どもとコミュニケーションをとりながら大切な存在であることの理解につなげたり、行事や製作活動等で子どもが表現する機会をもつことにより自己肯定感が高まるように取り組んでいる。また、勤務交代の引き継ぎの際に、子どもの良いところを捉えて申し送りほめたり、頑張っている様子を把握して励ましの言葉をかける等、取り組んでいる。		
[No.5] 個別支援を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.5] 個別支援を適切に行っているか		a
1	子どもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○
【コメント】		
集団生活の中でも、例えば、外出や遊び、学習等の場面で子どもと職員が一对一で関わる時間を意図的に設けるなどにより、子どもの養育・支援ニーズや希望に基づく個別支援が展開できるように取り組んでいる。また、日課についても、子どもの状況や全体の人数によって柔軟に変更しながら、一律な対応とならないように工夫している。		

2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重

[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか		第三者 評価結果
[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか		a
1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
【コメント】		
権利ノート等を利用して、子どもが自他の権利について理解が進むためのツールを用意・活用しながら説明することで、理解が進むように取り組んでいる。また、一時保護の決定や一時保護中の生活に関する意見の申し立ての方法についても年齢や理解度に応じて説明している。		
[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか		a
1	子どもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
2	子ども会議等、子どもの意見を聞く場がある	○
3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
4	子どもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○
【コメント】		
子どもが意見表明するしくみとして、直接職員に話をする以外に日記や意見箱への投函、さらには毎月の生活アンケートや聞き取りの機会が用意されている。また、今年度から毎月、子ども会議を開始しており、小学校の男女、中学校の男女の4つに区分して実施することで、日頃、意見しない子どもが自らの考えを伝えるようになる等の成果がみられている。		
[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか		a
1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
2	意見表明等支援事業が、入所中の全ての子どもにとって使いやすい仕組みになっている	○
3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	○
【コメント】		
「子どもアドボカシーのおしらせ」というポスターを一時保護所内に掲示するとともに、月2回、支援員が訪問して子どもから直接意見や要望を聞き取っている。聞き取った内容について情報共有し、具体的な要望への対応を協議し迅速にフィードバックする流れが定着している。		

[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか		第三者 評価結果
[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか		a
1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
2	一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている	○
【コメント】 保護開始にあたり、子どもの年齢等に応じて理解が進みやすい方法で一時保護所での生活について説明している。また、居室で生活を始める等、できる限り子どもの状況や要望に適した生活環境を提供できるように一時保護所内で調整を図りながら進めているが、定員超過や一時保護期間の長期化等で難しい場面もみられている。		
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか		第三者 評価結果
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか		a
1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、子どもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
2	児童福祉司等が説明した内容についての子どもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○
【コメント】 今後の見通しについて、子どもへ明確に伝えることが難しいことが今回の利用者調査結果からうかがえる中で、担当の児童福祉司や児童心理司と情報共有しながら、子どもへ伝えられる範囲を把握しつつ進めている。また、担当が子どもへ伝えた内容について確認し、心の揺らぎ等も踏まえ適した関わりとなるように取り組んでいる。		
[No.11] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
[No.11] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		a
1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、子どもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応している	○
【コメント】 児童相談所全体で保護解除に向けて検討するため、「三課カンファレンス」を開催し、一時保護所での子どもの生活の様子を共有したり、今後の方向性について共有しながら進めている。それ以外の場面でも解除後の生活等について、子どもの意思を確認しながら十分納得できるように働きかけ、同意に基づく形で取り組んでいる。		
[No.12] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.12] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか		a
1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っている	○
2	子どもが安心して話せるよう配慮している	○
3	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
【コメント】 子どもからの聞き取りを行う際には、話しやすい雰囲気づくりに努めることはもとより、共有スペースや居室等も含め、一時保護所内で空いているスペースを活用しながら、子どもが安心して話ができる環境下で行うことができるように努めている。聞き取った事柄をその日のうちに担当の児童福祉司や児童心理司に伝えたり、記録システムに入力する等で迅速な情報共有に取り組んでいる。		

[No.13] 子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		第三者 評価結果
[No.13] 子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		a
1	子どもの生活に関する今後の方針の検討に、子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
2	援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
3	子どもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
4	子どもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすく子どもに説明している	○
5	子どもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由について子どもが理解できるように説明している	○
【コメント】		
援助方針会議の際に、子どもの様子に加えて意見や意向等を事前に把握するとともに、記録に残しながら検討を行うことで、確実に子どもの意向等に基づく対応となるよう取り組んでいる。ケースによっては、担当の児童福祉司等との面接に一時保護所の職員も同席する形で進めている。		
[No.14] 一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.14] 一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか		a
1	子どもから出された意見等に対して、速やかに子どもにフィードバックをしている	○
2	子どもから出された意見等を受け止め、子どもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出した子どもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	○
4	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○
【コメント】		
意見箱や子ども会議、子どもアドボカシー等、子どもが意見表明する機会が複数ある中で、個別の状況や集団生活の安全性等の観点から一時保護所としての考えを決定し、適宜、フィードバックしている。課内会議以外に、引き継ぎの場面でも適宜、話し合い決定することで迅速な対応に努めている他、朝の会や昼の会等、子どもが集まる場面で方針を直接伝えている。		

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か		第三者 評価結果
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か		a
1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	○
【コメント】		
通信について、保護者と手紙のやりとりをするケースがあったり、面会についても、保護者と外出する機会も含め、実施可能な状況かの判断に応じて進めている。こどもの安全確保のため等、一時保護所として外部との通信や面会を制限する理由について、適宜、本人のおかれた環境等についてわかりやすく説明することで、納得性が高まるように努めている。		
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		第三者 評価結果
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		a
1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	○
6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
【コメント】		
こども会議を今年度からスタートしたことが、生活上のルール等について、こども同士で検討して決定する機会につながっている。「新しいおもちゃについて」や「年末年始のやりたいこと、食べたいもの」等、議題を毎月決めて話し合うとともに、翌月のこども会議で振り返りを行う等、4つのこども会議にそれぞれ複数の職員を配置しファシリテーションしつつ、話し合いが効果的に展開できるように取り組んでいる。		

[No.17] 個別対応は適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.17] 個別対応は適切に行っているか		a
1	懲罰的な目的で、子どもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
2	子どもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
3	子どもの意に反して集団から分離する場合、子どもにその理由を説明している	○
4	子どもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、子どもの権利が守られている	○
【コメント】		
タイムアウトや個室での生活等、適宜、子どもの状況や必要性に応じて個別対応を行っている。日課の一部を集団で過ごしたり、週1回、個別に話をする機会を持つ等、具体的な進め方を明確にしたうえで適切な対応となるように取り組んでいる。		
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		第三者 評価結果
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		a
1	子どもが私物を所持できることを基本としている	○
2	やむを得ず子どもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由について子どもにきちんと説明している	○
3	スマートフォン等の通信機器について、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、子どもと話し合い、子どもと職員がともに考えている	○
【コメント】		
一人部屋の提供が難しいこと等から、私物の所持については破損や紛失等のおそれがないものや、個室で生活することもについて自己管理できるものについては、状況に応じて認めている。実際に、学習教材の持ち込みや、スマートフォンやタブレットについても、通信制に通う子どもが課題を提出する際や、アルバイト先への連絡等、個別事情に応じて許可している。		

4. 入所している子どもの権利擁護・権利侵害防止

[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		a
1	子どもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明している	○
3	子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
【コメント】		
毎年、権利擁護に関する研修を実施して職員の理解が進むように努めている他、虐待が疑われる事例が生じた際には、一時保護所内に情報が埋もれることなく、関係者と共有することで適切な判断が行われるよう取り組んでいる。		
[No.20] 子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.20] 子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		a
1	子ども同士での権利侵害が起らないように、子どもへの権利教育を行っている	○
2	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
3	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
4	子ども同士での権利侵害等、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
【コメント】		
毎月の生活アンケートや子どもへの聞き取り等の機会を通して、子ども同士の権利侵害発生防止や発生時の対応を組織として実施できるように取り組んでいる。権利侵害が疑われる場合には、被害状況の確認や被害児と加害児それぞれへの支援方法等を協議し進めている。また、朝の会や昼の会で権利侵害防止に関する呼びかけを行い、子どもの注意を喚起している。		
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		a
1	入所している子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
【コメント】		
年間を通して、外国籍の子どもの受け入れもある中で、事前に文化や慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等について把握し、適宜、個別に対応している。		
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		第三者 評価結果
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		a
1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティの子どもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	○
【コメント】		
県としてLGBTQに関する研修が実施されており、職員が学んでいる。現在のところ、多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮が必要な子どもは在籍していないが、今後、事前に把握した場合には配慮事項を職員間で共有し、体制を整備して受け入れる予定としている。		

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか		第三者 評価結果
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか		b
1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
2	ユニットを整備している	△
3	個室を提供している	△
4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	×
【コメント】		
設備運営基準に即した体制を整えるようにしているが、定員を大幅に超える一時保護が常態化している。そのため、個室は一部の高齢のこどもに限られ、こどもの権利やプライバシーに配慮した居室の用意ができないのが現状である。設備面や人員体制に限界があるが、居室の他の部屋、空間を駆使してこどもが生活できるよう工夫し支援している。ユニット化の整備に向けて、主管課と協議を続けており、早期に実現できるよう期待したい。		
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか		第三者 評価結果
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか		b
1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	△
2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
4	家庭的な環境となるよう工夫している	△
5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
6	必要な修繕等を行っている	○
7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○
【コメント】		
こどもにとって、居心地の良い生活環境を確保するためには、早期に慢性的な定員超過を解消することが最優先といえる。限られた空間の中でこどもが安心できる環境を整え、危険な場所がないか定期的に点検をしている。修繕箇所は早急に対応し、レイアウトを工夫して閉塞感がないように努めている。洗濯業務を外部委託したことで、手が回らなかった生活用品等にも清潔が保てるようになっている。		

2. 職員体制・職場環境

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか		第三者 評価結果
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか		b
1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	△
4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
【コメント】		
<p>こどもの生活の様子については、毎日、所長及び管理職で共有する時間を設けている。懸案事項については、一時保護所内だけでなく、適宜所長と管理職に相談・協議し対応している。管理者及び指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受講し、適切なスーパーバイズをしている。なお、指導教育担当職員は1名配置されているが、対応が追いつかず支援の向上のために増員を主管課と協議しており、実現に期待したい。</p>		
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか		第三者 評価結果
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか		b
1	受入れをすこどもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	△
2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
【コメント】		
<p>職員は、運営基準に基づいて配置されているが、定員超過の常態化のため、必要な職員が足りない状況があり、主管課との協議を必要としている。実態に見合った職員配置が望まれる。直接支援職員は、任用要件を満たし、専門性を要する児童心理司等は、必要な能力、資格を有している。各職種の役割や権限は明確になっている。</p>		
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		第三者 評価結果
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		b
1	夜間に2人以上の職員がいる	○
2	ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している	—
3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	○
4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
【コメント】		
<p>ユニット化はしていないが、夜間の職員体制は、正規職員を2人以上配置している。閉庁後の通告については、相談部門の職員が対応しているが、一時保護所では警察からの身柄付通告に対応している。なお、さらなる職員体制の充実等、主管課と配置に向けて協議をする必要がある。</p>		

[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか		a
1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
5	職員が外部研修を受講している	○
【コメント】		
職員の専門性及び質の向上のために、千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、必要な研修を受講している。新規採用職員も計画的に研修を受講している。月1回の課内会議で、内部研修、AED研修等の実践的な研修をし研鑽に努めている。職員の育成は、メンター、メンティー制度を活用し、相談や不明点等を話しやすいようにサポートし、継続して働きやすい職場となるよう取り組んでいる。		
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか		第三者 評価結果
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか		a
1	適正な就業状況を確保している	○
2	職員の健康管理を適切に行っている	○
3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○
【コメント】		
働きやすい職場環境とするために、休憩時間の取得について、毎日、状況を把握し、休憩ができる体制を整えている。職員から毎月、休暇希望を募り、家庭の事情で夜勤免除希望の職員には、相談しながらシフトを決めている。職員の健康管理に配慮して、夜勤、日勤等に偏りがないう勤務表を作成している。		

3. 情報共有・関係者間連携

[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか		第三者 評価結果
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか		s
1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
【コメント】		
引継ぎは1日2回実施し、勤務年数によらず適切に引継ぎができるよう入退所・体調・薬・通院・留意点・気になることなどの要点をおさえて、こどもの様子、業務関係について詳細に情報共有している。紙ベースの他に、チャットツールを使用し同時に職員が情報共有ができるようにしている。会議や打ち合わせを実施の際は、こども対応の職員は会議後に情報共有できるようにしている。		
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか		a
1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
【コメント】		
児童福祉司・児童心理司がいる相談部門と一時保護所の事務所が隣接しており、高い頻度で相互訪問し密な連携に努めている。こどもの様子は、児童相談システムやチャットツールを活用し、速やかに情報共有ができている。その他、ケースカンファレンス、定例会議で共有し、十分な連携が図られている。		

[No.32] 情報管理を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.32] 情報管理を適切に行っているか		a
1	個人情報を適切に取り扱っている	○
2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
4	法令で認められている場合以外において、子どもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ている	○
5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取り組みを行っている	○
【コメント】		
個人情報の取り扱いについては、法令に基づいて適切に対応しており、情報の重要性や機密性を踏まえ、職員は慎重に対処している。事務室内は整理整頓し、個人情報が見られないように留意し、職員不在時は必ず施錠をし適切に管理している。		
[No.33] ICTを活用した業務効率化の取り組みを行っているか		第三者 評価結果
[No.33] ICTを活用した業務効率化の取り組みを行っているか		a
1	子どもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
3	AIやモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取り組みを進めている	○
【コメント】		
各職員にパソコンが配布され、記録、引継ぎ事項、行事等の企画案等の業務を記載することができている。子どもに関する記録等は、児童相談システムで相談部門と一時保護所で同時に共有できている。さらに、チャットツールの活用で引継ぎの時間が軽減しており、子どもの面接、面会等のスケジュール管理も、ICTを活用し業務の効率化が図られている。		

4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか		a
1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
【コメント】		
<p>非常勤医師による小児科健診、歯科健診、精神科の診察を実施している。こどもの怪我や病気の際は、医療機関に連絡し迅速に医療受診をしている。休日、年末年始については、医療機関リストを作成し、受診できるようにしている。児童精神科への受診は、こどもの状態像を児童心理課と相談・連携しながら対応している。なお、重篤な自傷他害行為のある子どもや医療ケアが必要な子どもが、医療機関に入院ができず、一時保護所の生活を継続せざるをえず対応に苦慮している。</p>		
[No.35] 警察等と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.35] 警察等と適切に連携しているか		a
1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
2	警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○
【コメント】		
<p>児童相談所に配置されている警察の出向職員や警察OB職員が日頃から連絡調整をし、協力体制ができ適切に連携している。身柄付通告や無断外出の協力依頼の際は、事前に情報をまとめスムーズに情報共有できるようにしている。警察等の面接にあたっては、こどもの心理的負担を考慮し、告知するタイミングを図ったり、こどもの意向を確認するなど配慮している。</p>		

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか		b
1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	△
【コメント】		
緊急保護の際は、一時保護所の居室だけでは対応が難しく、面接室を居室として使用し安全に保護をする状況である。こどもの年齢や特性によっては、他機関に一時保護委託を検討する場合もある。緊急保護専用の居室や職員体制がないため、主管課との協議をしていく必要があるとしており、体制整備に期待したい。		
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか		b
1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している	○
5	こどもが一人になれる時間や場所がある	△
【コメント】		
個々のこどもに合わせた生活の支援をするために、当番制は設けず、こどもから手伝いの申し出があればやっている。日課については、こどもへの負担や必要性の有無について、定期的に検討している。掃除は職員と協働で行っており、清潔感や達成感が得られるよう支援している。なお、慢性的な定員超過のため、一人になれる時間や場所の提供は難しく、設備面の改善について主管課との協議が必要としており、課題解決に期待したい。		
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか		s
1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
4	遊具や備品について定期的に点検している	○
【コメント】		
こどもたちが様々な体験ができるよう、公園、水族館、近隣の映画館、外食等、定期的に所外活動を行っている。未経験のこどもが多く、楽しみにしており好評である。こども会議で遊具やレクリエーションの希望を聞き、楽しめるレクリエーションを企画し工夫している。本や漫画も希望を聞いて、定期的に購入し、こどもの興味・関心の拡大に努めている。		

[No.39] 食事を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.39] 食事を適切に提供しているか		b
1	食事の安全・衛生を確保している	○
2	食事を適時適温で提供している	○
3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものにしている	○
4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	△
7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
【コメント】		
<p>バランスの良いメニューを栄養士が作成し提供している。生活アンケートでこどもが食べたい物を聞き、次回のお楽しみメニューに反映している。アレルギー食等は、マニュアルに沿ってダブルチェックし、こどもの状態に合わせた食事を提供している。調理実習は、こどもの希望を取り入れて実施している。ご飯は、こどもの希望により大盛にしたり、おかずのおかわりを提供し、満足感が得られるようにしている。なお、楽しい食事ができるように工夫しているが、「食事は楽しいですか」の利用者調査結果に低い傾向がみられたため、さらなる工夫を期待したい。</p>		
[No.40] こどもの入浴は適切か		第三者 評価結果
[No.40] こどもの入浴は適切か		b
1	入浴の回数や時間は適切である	○
2	入浴時間帯は適切である	△
3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○
【コメント】		
<p>入浴はタイマーやホワイトボードを使い、安心して入浴できるようにしている。夏季に運動した後は、入浴時間とは別に時間を決めてシャワーを利用している。皮膚疾患、こどもの生活習慣に合わせて必要な備品を用意し入浴している。慢性的な定員超過のため、浴室や対応職員が不足しており、午前からの入浴をせざるを得ないのが現状である。適切な入浴時間帯の改善に期待したい。</p>		

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか		a
1	衣服の清潔は保たれている	○
2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている	○
4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○
【コメント】		
衣類は毎日洗濯している。下着は新品を用意し、私服については、破損、紛失のおそれがあるなどの説明をしてから使用ができるようにしている。月に数回、衣類交換の日を設定し、季節、年齢に合った服を着用しているか、破損はないかを確認し、清潔な衣服を提供できるようにしている。		
[No.42] こどもの睡眠は適切か		第三者 評価結果
[No.42] こどもの睡眠は適切か		a
1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
【コメント】		
就寝時間は、未就学のこどもは20時、学齢のこどもは21時としている。夜泣きや不安が高まるなどで、寝付きに時間がかかることも多い。その際は、個別に対応し安心して寝付けるようにしている。		
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか		a
1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
【コメント】		
入所後に小児科健診、歯科健診をし健康管理をしている。幼児は1日2回、学童は毎朝検温をし、症状があるこどもは看護師が確認し、受診につなげるようにしている。保護者の同意が必要な処置については、担当児童福祉司と連携し、保護者へ連絡し適切な医療につながるように対応している。		

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか		a
1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
3	在籍校との連携を図っている	○
4	通学を希望する子どもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	○
【コメント】		
今年度から学習支援事業がスタートし、学習支援員が4～5人派遣され、タブレット学習も導入され、年齢、レベルに合わせた教材が提供でき、学習支援が充実している。在籍校との連絡については、担当児童福祉司を通じて教材の手配をしたり、定期テストが一時保護所で受けられるようにしている。通学については、こどもの状況に応じて修学旅行等の行事に参加が可能か検討している。なお、慢性的な定員超過のため、学習場所の確保が難しい場合が多く、一定時間着席することが難しい子どもについて、別室で対応できるよう環境整備が必要としている。		
[No.45] 無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.45] 無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか		a
1	子どもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
4	無断外出が発生した場合に、無断外出をした子どもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
5	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている	○
【コメント】		
無断外出をした子どもには、職員が共通認識を持って対応している。戻ってきた際は、無事に戻ってきて安心したことを伝え、理由や本人の気持ちを聞き取り、今後の生活につなげられるようにしている。各居室の窓や出入口については、子どもに危険が及ばないよう修繕を行っている。		
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか		第三者 評価結果
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか		a
1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	○
【コメント】		
保育園勤務経験のある職員を中心に、外遊び、季節に応じた工作、壁面等、保育計画を立案して、月ごとに担当保育士が実施できるように取り組んでいる。こどもの運動に関しても、今年度から取り組みを始めている。室内で年齢、発達に合わせたプログラムを作成し、年齢に合わせた発育が促されるように保育をしている。		

2. アセスメント・支援方針

[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか		第三者 評価結果
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか		a
1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
【コメント】		
一時保護開始にあたり、担当福祉司や心理司と連携してこれまでのこどもの家庭環境を把握し、カンファレンスや援助方針会議等で共有し、対応を検討している。情報共有においては会議等のほか、日々の記録や引継ぎの記録を作成し、児童相談システムによりリアルタイムで共有されている。		
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか		a
1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
【コメント】		
こどもが入所した理由や主訴を確認しながら、観察するポイントを職員間で共有したうえで支援を行うとともに、行動観察を実施している。こどもの言動、問題行動については特に丁寧に観察を行い、職員のかかわりも含めて記録し、引継ぎや三課での共有化を行っている。カンファレンス資料からは、こどものストレングスの視点からの見立てや対応がうかがえる。		
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか		第三者 評価結果
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか		a
1	観察会議を適切な頻度（原則として週1回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
【コメント】		
一人ひとりの入所児童についての保護状況を一覧表に整理している。週1回の定例会議に相談部門や管理職が参加し、共通理解を図ったうえで検討しており、会議での報告の中でさらなる情報を得て加筆・修正している。併せて、一時保護所単独でも、こどもの観察結果の検討・取りまとめを随時行っている。		

[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか		第三者 評価結果
[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか		a
1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
【コメント】		
担当児童福祉司及び心理司と連携しながら、各種診断を職員間で共有し、方針に基づいてこどもへの支援を行っている。一時保護解除に向けてこどもの不安や困り事の軽減を図り、退所後に気持ちが不安定になったり行動化した場合の対処方法について、こども自身が認識できるよう支援することで、解除後の安定した生活につなげるよう努めている。		
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか		第三者 評価結果
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか		a
1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
【コメント】		
援助方針会議に出席し、こどもの様子や意向について定期的に共有しているほか、日常のなかで変化があればその都度担当児童福祉司及び心理司と情報を共有している。また、ケースファンファレンスに出席し、今後の方針について検討している。チャットツールを活用し、日常的な連絡を取りやすく、連携を図りやすい体制となっている。		
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか		第三者 評価結果
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか		a
1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
【コメント】		
特に一時保護期間が長期化しているこどもについては、こどもの様子・意向を担当児童福祉司や心理司に定期的に伝え、こどもの状況について密に情報を共有して適切な方針策定につなげられるよう努めている。入所時と比べて子どもの言動が変化している場合は、再度カンファレンスを行い、再アセスメントに基づき方針を検討するようにしている。		
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか		a
1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○
【コメント】		
家族に対する支援についても、担当児童福祉司及び心理司と合同でカンファレンスを行うなかで一時保護所職員としての意見を述べる等、一緒に検討する体制を取っている。こどもから聞き取った意向や職員による説明等のやり取りについては記録のほか、特に気になる点は引継ぎ等を通じて適時の情報共有を図っている。		

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか		a
1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
3	一時保護施設の子どもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	○
4	P T S Dの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
【コメント】		
性的な課題のあるこどもも含め、入所受入の際には担当児童福祉司および心理司と連携し、一時保護所での生活における注意点を確認し、必要な支援につなげている。すべてのこどもに対し、プライベートゾーンやパーソナルスペースについて丁寧に説明し、他者との適切な距離感を伝えている。生活場面においても必要に応じて都度声かけを行い、こども同士が安全に生活できるように配慮している。		
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか		a
1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
【コメント】		
自傷・他害等の行動が見られる場合は、担当児童福祉司および心理司と連携し、対応内容や必要な援助について共有しており、リスクの高い場面では職員が立ち会う等の対応により行動化の防止を図っている。暴力行為については、一時保護所職員全体でチーム対応することを基本とし、他のこどもの安全確保もしながらクールダウンや分離を行っている。落ち着いた後はこどもの気持ちやニーズについて聞き取り、再発防止についてこどもと一緒に考えている。		

[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか		a
1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	○
2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	○
3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	○
[コメント]		
触法少年の受入にあたっては、児童福祉課および児童心理課と連携し、支援体制について検討している。支援ニーズや他のこどもたちとの関係を考慮し、生活場所や日課についても検討を行い、個室で個別対応を行う等の対応を取っている。触法少年等に特化した居室や職員体制はないため、一時保護所だけでの対応が難しい場合は、担当児童福祉司や心理司に協力を依頼し、連携を図りながら対応している。		
[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか		第三者 評価結果
[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか		a
1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	障害特性に応じたケアを行っている	○
3	周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	○
[コメント]		
障害のあるこどもを受入れる際には、こどもの特性に配慮し、必要に応じて、また可能な限り職員配置を手厚くする等の対応を取っている。基本的に、より適切に支援できる施設への一時保護委託を検討し、こどもの最善の利益の保障に努めている。		
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか		第三者 評価結果
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか		a
1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
3	服薬管理を適切に行っている	○
4	誤薬防止策を講じている	○
[コメント]		
保健師、看護師を中心に服薬管理や医療管理を行うとともに、職員が生活支援のなかで適切に対応できるようレクチャーを行っている。服薬については、個別にセットした後、別の職員が確認と記名を行い、薬袋と確認票を照らし合わせて再確認し、さらに本人と飲む前後に確認する等、重層的なチェック体制を取りながら誤薬や管理不足を防ぐよう努めている。		

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	第三者 評価結果
[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a
1 一時保護解除を伝える時期について、子どもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
2 里親委託や施設入所等に移行することもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
3 一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
4 子どもの年齢に応じ、一時保護解除後のSOSの出し方について子どもに伝えている	○
【コメント】	
退所が決まった際は、一時保護解除後も担当の児童福祉司や心理司が継続的に支援していくことや、SOSをいつでも出して良いこと、またその出し方について丁寧な説明をするようにし、子どもの不安軽減に努めている。施設移行の場合、一時保護解除の決定から入所まで時間を要することもあるため、そういった場合は子どもの気持ちを受け止めつつ、保護所で安心して生活できるように声かけ等の配慮をしている。	
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	第三者 評価結果
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	a
1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○
【コメント】	
一時保護解除の際、子どもの様子や経過について担当児童福祉司や心理司に引継ぎ、解除後の生活が円滑にスタートできるようにしている。ケースによっては保護者や関係機関との面接に保護所職員も立ち合い、直接説明するようにしている。施設入所の場合は、入所時からの基本的な生活習慣や日常行動、対人関係等について観察結果や経過を取りまとめ、移行先に引き継いでいる。	

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか		第三者 評価結果
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか		a
1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	○
3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○

【コメント】

「一時保護ガイドライン」および「一時保護施設及び運営に関する基準」に基づき、緊急時の避難方法や無断外出時の対応等を明示し、職員が常に確認できるようにするとともに、課内会議でも定期的に内容を確認している。

[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか		第三者 評価結果
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか		a
1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○

【コメント】

こどもの安全確保のため、外遊び等、場面毎に安全な環境となっているかを確認するようにしている。修繕が必要な箇所があれば速やかに庶務課に連絡し、業者の手配につなげている。活動中のこどものけがやアクシデントについては、すぐに上司に報告・相談し、通院の手配ができるようにしている。その後、管理職へ事故報告書を提出するなかで状況や対応を振り返り、再発防止策を講じるようにしている。また、引継ぎファイル等で共有化を図っている。

[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか		b
1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	△
2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○

【コメント】

「消防訓練実施要領」や「避難訓練年間計画」に沿った毎月の避難訓練を実施しており、多様な想定を行うことで、職員の危機管理能力を高めるよう取り組んでいる。また、救急法短期講習会を開催しAEDの操作や心肺蘇生法について学ぶ機会を設けている。さらに、年1回は所全体での防災訓練を実施している。災害備蓄品の在庫管理等を行っているが、食糧の提供の仕方等についてはシミュレーションに基づく具体化が望まれる。

[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		第三者 評価結果
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		a
1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
【コメント】		
<p>幼児は午前・午後の2回、学童以上は午前に1回、毎日検温を実施するほか、子ども・職員ともに手洗い・うがいを励行することで感染症の予防に努めている。日々健康観察を行い、心配される症状がある場合は看護師に相談し、必要に応じた早期対応につなげている。感染症の発生時は所内全体で共有したうえで、トイレ・浴室・生活場所のゾーニングを行い、職員は体調不良のこどもの介助後に集団のゾーンに入らない等、感染拡大防止を図っている。一方、慢性的な定員超過により静養室の確保に苦慮している状況がある。</p>		
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか		a
1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○
【コメント】		
<p>こどもの所持物については適切に記録し、個数や状態をこどもの立ち合いの下で確認したうえで保管するようにしている。保護所の生活に適していない物は、こどもと保護者に説明し、担当児童福祉司を通じて保護者に返却している。解除時の私物の返却についても、職員とこどもでチェックした結果を適切に記録している。</p>		

2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	第三者 評価結果
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a
1 事業計画を策定している	○
2 事業計画に基づく取組みを実施している	○
3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	○
4 策定にあたって、子どもや職員の意見を反映できる仕組みがある	○
【コメント】	
年度末に一時保護所の業務について振り返りを行い、次年度の案を組み立てている。また、職員の各係分担については、課内会議で定期的に進捗を報告し、相談、改善ができるようにしている。見直し・改善の事例として所外指導の移動手段の変更があり、従来は電車またはレンタカーに限られていたが、年に2回マイクロバスの手配ができるよう立案し、予算化が実現した。その結果、子どもや職員の移動時の安全性が向上している。	
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	第三者 評価結果
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	a
1 自己評価を定期的に行っている	○
2 外部評価を定期的に行っている	○
3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○
4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
5 子どもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○
【コメント】	
月に1度の課内会議の際に自己点検を行い、子どもへの支援や、子どもおよび他職員とのコミュニケーション等の項目で、日々の業務について振り返りを行っている。また、年に2回、一時保護業務全般についての自己評価も実施している。普段から職員間での報告・連絡・相談を大切に、気づきや改善を大切にしながら、よりよい子どもの支援につなげるように取り組んでいる。	

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

○
△
×

評価基準

- s: 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

s
a
b
c